

第448回（定例）福崎町議会会議録

平成25年3月25日（月）

午前9時30分 開 議

1. 平成25年3月25日、第448回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 16名

1番	北山孝彦	9番	宮内富夫
2番	牛尾雅一	10番	釜坂道弘
3番	石野光市	11番	東森修一
4番	小林博	12番	富田昭市
5番	志水正幸	13番	城谷英之
6番	福永繁一	14番	吉識定和
7番	前川裕量	15番	高井國年
8番	難波靖通	16番	松岡秀人

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 志水利雄 主 査 吉識功二

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋田正義	副 町 長	橋本省三
教 育 長	高寄十郎	技 監	西川尚浩
民生参事兼健康福祉課長	牛尾敏博	総 務 課 長	尾崎吉晴
企画財政課長	福永聡	税 務 課 長	中塚保彦
会計管理者	高松伸一	住 民 生 活 課 長	松岡英二
まちづくり課長	豊國明仁	産 業 課 長	近藤博之
下水道課長	井上茂樹	水 道 課 長	長澤茂弘
社会教育課長	山下健介	学 校 教 育 課 長	山本欽也

1. 議事日程

- 第 1 総括質疑
- 第 2 委員長報告・質疑
- 第 3 討論・採決
- 第 4 追加議案の上程、討論・採決
- 第 5 閉会中の所管事務調査申出

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 総括質疑
- 日程第 2 委員長報告・質疑
- 日程第 3 討論・採決
- 日程第 4 追加議案の上程、討論・採決
- 日程第 5 閉会中の所管事務調査申出

1. 追加議案

- 報告第 5号 議会の委任による専決処分報告について  
議案第35号 平成24年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）  
について  
議案第36号 下水道マンホール調整コンクリート工等手直し工事に係る費用請求  
事件に関する訴えの提起について  
発議第 2号 福崎町議会委員会条例の一部を改正する条例について  
発議第 3号 福崎町議会広報の発行に関する条例の一部を改正する条例について

## 1. 開議

議 長 皆さん、おはようございます。  
ただいまの出席議員数は16名でございます。  
定足数に達しております。よって、本日の会議を開きます。  
日程に入ります前に、資料配付の申し出がありますので、許可をいたします。  
暫時休憩いたします。



休憩 午前9時30分

再開 午前9時32分



議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
配付漏れはございませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようですので、担当課長から説明を求めます。  
産 業 課 長 本会議2日目の質疑におきまして、平成24年度一般会計補正予算のため池  
耐震点検委託料及びため池耐震診断委託料に関しまして、資料の請求がござい  
ました、ため池改修工事一覧表を配付させていただきました。

工事履歴といたしまして、昭和41年以降改修したため池をお示ししております。  
右端の工事欄に記載がないものは一番の地元施工を除きまして、改修歴に  
記載しております原因者によって改修されたものでございます。

近年、ゲリラ豪雨によってため池の決壊や破損による下流域の被災リスクが高  
まっていることから、兵庫県ではため池管理者が行っている日常の管理点検を  
補完するために、専門技術者による定期的な点検によって、ため池の健全度を  
評価する、ため池安全・安心定期点検事業に本年度から着手をいたしまして、  
町と県の技術職員によって受益面積0.5ヘクタール以上のため池全てを5年  
ごとに点検していくこととしておりました。そこへ国の補正予算によって震災  
対策農業水利施設整備事業が拡充されたことから、受益面積2.0ヘクタール  
以上のため池を対象に、この繰越予算と平成25年度予算を使って一斉点検を  
実施しようとするものです。

点検の内容といたしましては、堤体や洪水吐、取水施設などの漏水や破損状況、  
機能性などの点検と、堤体盛り土のサンプリング調査を予定しております。

資料に記載しておりますため池のうち、受益面積2ヘクタール以上のものにつ  
きましては、このたびの一斉点検の対象としておるところですけれども、直近  
の改修済みのため池について、サンプリング調査を含めて全ての項目について  
実施するかどうかにつきましては、県と協議しながら取り組んでまいりたいと  
考えております。

議 長 それでは、これから本日の日程に入ります。

付託をしておりました全ての案件につきましては、それぞれの委員会での審議が終わり、その審査結果の報告が議長宛てに提出されております。

よって、報告のありました案件を本日の会議の議題といたします。

## 日程第1 総括質疑

- 議 長 それでは日程により、本定例会に上程されました議案について、総括質疑に入ります。
- 議案番号及び関係する資料名、ページ数をお示しの上、ご質疑をお願いします。それでは、ご質疑がございましたらどうぞ。ございませんか。
- 8 番 数点確認をしておきたいというふうに思います。まず、もちむぎのやかたの報償費、208ページです。ここでもちむぎ食品センターの検討委員会を年4回開催をすると、予算は20万ということで、本会議等でも少し説明がございました。この委員会の開催される目的なり、理由を、再度お尋ねをしたいというふうに思います。
- 産 業 課 長 委員といたしましては、経営面の専門的な知識をお持ちの大学教授ですとか、中小企業の診断士、そういった方をお願いをいたしまして、もちむぎ食品センターの経営について、どういったところに問題があるのか、また、販路拡大についてどういった取り組みをしていけばいいのかといったようなところの意見も伺いながら、経営改善対策を検討していきたいという趣旨でございます。
- 8 番 もちむぎ食品センターの経営面だけでは、私は再建は難しいのではないかという気がいたしております。やはり原点に戻って、やはりきちっとした体制をとっていく、そういうことが必要であろうと思います。まず、ものをつくる。そして開発する。そして営業する。こういった段階それぞれにやはり根本から検討をしていく必要があるかと思えます。もちむぎの種子等につきましても、かなり当初に比べて悪くなっているというようなこともお聞きをするわけです。そういった種子、原点から帰って、製造、開発、営業、こういったところにやはりメスを入れるべきではないかというふうに思うんですが、答弁を求めたいと思います。
- 町 長 そのとおりでございます。
- 8 番 町長のほうから答弁がございました。その原点に戻って、やはりやっていただきたいというふうに思います。それと、これも債権貸付金、86ページ、今回、契約が改められたと、町長と副町長、社長と町代表との間で契約が、改めて契約が結ばれたということでございます。今後のこの契約を改められたことをもとにして、きちっとした対応を求めたいと、契約の履行を求めたいというふうに思いますが、それぞれその思いについて、答弁を求めたいと思います。
- 町 長 企業はまさに生き物でございますので、その生き物の状況によって判断をしていく。これが全ての実態であろうと思います。すなわち現状分析をきちっとしながら、そのとき最高の施策を講じていく。そういう態度で臨みたいと考えております。
- 副 町 長 前にも答弁申し上げましたとおり、24期の決算状況を見ながら、それぞれに判断をしていきたい。

また、審議会における分野につきましても、経営改善から含めて、その根本から含めた形の中での検討を加えていただくというような考え方も持っておりますので、それら等の推移を見守っていきたく、このように思っております。

8 番 もち麦を使った、そういったレストランであるとか、そういったことを、やはり町内業者もやっておられると思うんです。もちむぎ食品センターにおいては、指定管理者ということで行われております。

そういった中で公正公平な取り扱いという点から行けば、やはりもちむぎ食品センターに特化して町のそういう税金を投入するということに対して、やはり町民の中からもなぜだというような声がございます。

町長がいつも言われておりますように、やはり自律（立）のまちづくりと、こういったことからいけば、やはり、もちむぎ食品センターも23年経過するわけでありまして。やはり、町長が唱えておられる自律（立）のもちむぎ食品センターになるように、求めておきたいと、このように思います。

副 町 長 一昨日です、昨日ですか、旧小國家で、はんなりカフェというような催し物がございました。この中におけます分野につきましても、地元業者がもちむぎ麵を使ったり、もち麦製粉を使いながら、そういったような製品を売っていただけるといったような形で、それぞれにおける分野で努力をしていただいております。

これら等が町内全域にわたって今展開をされておるわけでありましてけれども、さらなる努力をお願いをして、頑張っていきたいと、このように思っております。

8 番 少し私の考え方を申し上げたいと思うんですが、もち麦にはグルカンですか、そういったものが非常に多く含まれておるんだと、健康的にいい食品なんだということを常々言われておられて、私もお聞きをしておるわけです。

そういったことから行けば、もう少し、今、神戸大学と提携して、そういったもち麦関係の開発等も行われておるのかと思いますが、その健康志向、これを切り口にして、もちむぎ食品センターにおいては、心臓病にいいんですよ、高血圧にいいんですよ、がんがいいんですよというようなことをもう少し研究をしていただいで、そういう健康志向から大々的に売っていくということも必要であろうと思うんです。頑張れ頑張れではなかなかうまく行かないと、そういう特定のメリットというんですか、もち麦のメリットをやはり大々的に打ち出していくということは、私は必要ではないかと思っております。

その一つとして、もちむぎ食品センターのメニュー、あれにカロリーが何ぼであるとか、何が何ぼであるとかいうようなことを書いて、やはり表示をすればいいのではないかというような気もするわけです。それも一つのささいなことかも知れませんが、あそこへ行けば高血圧にいい食べ物があるんだとか、心臓病にいいのがあるんだかというようなことで売りを取るということも私は必要ではないかと思っております。小さな改善が、やはり大きな成果になるというふうに思うんです。その点について、答弁を求めたいと思っております。

副 町 長 中にはメニューにカロリーなんかが入っておるやつ、私も目にしたことがございます。そういったような事柄も含めまして、宣伝等も含めた形の中で頑張っていきたいと、町長も産業課長も申し上げておりますように、日経ヘルスでそういったようなもち麦の特性といったようなものを掲載していただき、精麦そのものが多く売られるようになってきたというふうにも聞いておりますし、そういう一つ一つの努力の積み重ねが今後につながるものと思っておりますので、検討はそれぞれに加えていきたいというふうに思います。

8 番 それと、町長も常々文化勲章を受けられた2名の賢人がおられるということ

常々言われておるんですが、その面についても、やはりもっともっとPRすべきであろうというように思うんです。

町長は、「故郷七十年」ですか、それで柳田國男先生は、そこに住む人がちょっとした心遣いでその地域はよくもなる、悪くもなるというようなことをよく言われるんでありますが、本来は柳田國男先生は農政学、農政の官僚、官吏でした。そことこのもち麦とをドッキングできないのかなというようなことを思います。

私も全然わからないんですが、ただパッとこう思いつくままで柳田國男先生の農政、ゲンコーポレーションのあそこの方が、柳田國男先生に教えてもらったというようなことを前も現地視察に行ったときにお聞きをいたしました。

そういったことから行けば、柳田國男先生のそういった農政学ともち麦とをドッキングさせてPRをするということも一つではないかなというふうに思います。

議 長 難波議員、議案に対する質疑ですから、一般質問等でこれは。

8 番 一般通告してませんので。

議 長 質疑、はい。

8 番 もち麦に関して、今そういうお話をしておるんです。

議 長 はい。

8 番 そういった、もち麦をPRするのに、そういう柳田先生のそういう農政学を活用してはどうかということをお願いとるんです。

副 町 長 それも一計かと思えます。

予算の特別委員会でも申し上げましたように、中播磨県民局の13年度の取り組みといたしまして、福崎町特産のもち麦の産地再生といったような形の中で、地域ブランド育成を図るといったような形になっております。県との、町とのそのタイアップも含めまして、町も力を入れてほしいと、県ももち麦そのものについて、県の特産品として全面的に前に出していきたいといったような事柄になっておりますので、それら等を含めながら、柳田國男の農政学等々も含めた形の中で、それぞれの特性を生かしたような形の中で、少しでも宣伝媒体に使えるのであれば使っていきたいと、このように思います。

8 番 参画と協働と言いながら、人の意見を聞かないというようなことは、やはりあってはならないというように思います。

要は、この600万に関しても、いろいろ町民から提案を受けて、やはり聞く耳を持って対応をしていただかないといけないと思います。やはり反対の意見もありますし、賛成の意見もある。そういった意見を謙虚に聞いていただいて、やはり経営がうまくいく、できるだけ税金の投入が少なくて済むというようなことをやはり考えていただかないと、私はいけないというふうに思います。

それと、これも予算のときに少し申し上げたんですが、食育推進14ページがございます。この中で、アレルギー教育の導入をぜひやっていただけないかなということで、予算の委員会的时候も申し上げました。その点について、まだ検討の余地があるようでしたら、加えていただきたいというように思うんですが、お答えをお願いしたいと思います。

民生参事兼健康福祉課長 学校給食等でアレルギーの関係につきましても検討をしておりますし、今後そういったアレルギーの関係につきましても、いろいろな形で講演会等もできる限りやっていけるような方策も考えていきたいと、このように思います。

8 番 先ほども申し上げましたように、いろいろな意見が当然あると思うんです。賛成の意見もありますし、気に入らん意見も当然あると思います。そういった中でいかに胸を開いて、そして聞き入れて、そしてしんしゃくして対応していただくということが私は必要ではないかと思えます。

以上で終わります。

議 長 他にございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、総括質疑を終結いたします。

## 日程第2 委員長報告、質疑

議 長 次の日程は、委員長報告及びこれに対する質疑であります。

3月8日の本会議2日目において、29件の案件がそれぞれの委員会に付託されて慎重審議がなされ、それぞれの結論を得て議長宛てに審査報告書が提出されております。

各委員長からその審査報告をしていただき、その後、委員長報告に対する質疑を受けてまいります。

それでは、審査をお願いした順によりしくお願いいたします。

まず、予算審査特別委員会からの報告でございます。

事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長から補足説明を求めます。

小林予算審査 予算審査特別委員会からの補充の報告をさせていただきます。

特別委員長 8日の本会議において設置された予算審査特別委員会は、委員長に私小林、副委員長に吉識定和議員が選任され、3月11日、13、14日の3日間、町長、副町長、教育長、技監、民生参事ほかたくさんの方の出席を得て開催をいたしました。

本会議で本委員会に付託された案件は、議案第26号から29号までの4件でございます。

審査に当たりましては、委員の皆様には終始ご精励をいただき、熱心に審査が行われました。

結果につきましては、事務局朗読のとおり、4議案とも全て原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以下、審議の中で出された質疑、意見の中から幾つか取り上げてみたいと思います。

まず、議案第26号、平成25年度福崎町一般会計予算であります。歳入については、25年度は町税の収入見込みが30億円を切ったことから、人口減少がさらに進んでいく中での今後の税収の見通しに対する質問や、毎年地方債の発行を行わなければ事業が進められないこと、またそれがますます増加する傾向にあることに対して、将来への不安を感じるという意見が出されました。税収は景気の動向に左右され、急に好転するとは考えにくいことですが、地方債につきましては、後年、国の交付税措置が見込まれる臨時財政対策債が約4割を占めるとのことでございます。

歳出につきましては、議会費では議員が2名減になることによる影響額、また議会図書室の設置予定についての質疑がありました。

総務費では、これまで女性委員会から出された意見が25年度予算にどう反映されているか、また4月からの機構改革による影響などについて、質疑が行われたほか、非正規の職員の勤務に対する意欲を維持するための取り組みに最大の努力を求めたいという意見が出されました。

民生費では、昨年12月に再編運行を開始した巡回バスについて、保育所の送

迎バスも合わせて利用方法を検討したり、高齢者以外にも使ってもらえるようにすることも必要ではないかとの意見が出されました。

また、医療費助成に所得制限が設けられていることについては、無料化とは言えず、今後無料になるように検討してほしいとの意見がありました。

衛生費では、アレルギーを持つ子どもを持たない親の意識が低いので、食育で取り扱えないかとの意見がありました。

農林水産業費では、狩猟免許取得補助について、駆除を進めるためにもより多くの方に取得してもらえるような方法を考える必要があるのではないかとの意見がありました。

商工費では、「播磨国風土記」看板の設置について、1町だけでなく、広域的な取り組みが必要ではないかとの意見がありました。

土木費では、都市計画道路網の見直し計画など、25年度に予定している事業の内容の確認を行いました。

消防費では、消防団に所属していても、実際に活動できる人は少なくなっていることから、OBなどにも協力してもらい、初期対応ができるようにしてはどうか、また、女性団員についても検討してはどうかとの意見が出されております。

教育費では、不登校の児童・生徒に対する取り組みや、東中の屋外テニスコート整備などの事業について、質疑がありました。

一般会計における地方債残高はその年度に実施する公共事業により増減しますが、残高が増加している最大の要因は普通交付税の代替措置である臨時財政対策債の発行が増嵩しているためで、平成23年度実績で全体の41.2%を占めております。交付税に算入されるこれらの要因を除いた実質的な地方債の負担額は、平成20年度から平成23年度の4年間で、10億4,100万円減少しており、計画的に償還が進んでおり、健全な財政運営がなされているというふうに言えると思います。

次に、特別会計についてでございます。

国民健康保険では、保険税を払いたくても払えない人のことも考えた納付の方法を指導してほしいとの意見がありました。また、移送費については、PR不足ではないかとの意見がありました。

後期高齢者医療及び介護保険では、事業内容の確認が主に行われ、特に意見はありませんでした。

また、急傾斜地崩壊対策、長野橋の歩道橋設置、あるいは高岡幼稚園予定地、治山事業、山崎配水池、福田水源地、東部学童保育園、八千種幼稚園予定地の8カ所の現地調査を行いました。

以上をもって、予算審査特別委員会からの補足報告といたします。

議員の皆様のご賛同を得られますよう、よろしく願いをいたします。

議 長 予算審査特別委員長からの補足説明が終わりました。

委員長に対する質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、予算審査特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次は、総務文教常任委員会からの報告でございます。

事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長から補足説明を求めます。

東森総務文教 失礼いたします。

常任委員長 総務文教常任委員会から報告いたします。

付託案件、議案第5号、6号、7号、8号、16号、17号、計6件について、慎重審議いたしました。

審査の結果は事務局朗読のとおり、全員賛成で原案のとおり可決することになりました。

平成25年3月8日、議会本会議において付託された案件につき、3月15日、役場第1委員会室に委員会を招集し、町長、副町長、教育長、会計管理者、各担当課長の出席を求めて、慎重に審査いたしました。

議案第5号、福崎町課設置条例の一部を改正する条例について、委員から、今回の機構改革並びに発展性を捉えた計画について質疑がありました。「課の数は変わらない。上水と下水道の公務系の連携、料金収納等窓口業務のワンストップサービス化、下水道の公営企業会計のスムーズな移行、管路システムの一元化などを目的にしている」とのことでした。

議案第6号、福崎町手数料条例の一部を改正する条例については、質疑はありませんでした。

議案第7号、福崎町暴力団排除条例の制定について、「町内の暴力団の状況は」との問いに、「暴力団事務所はありませんが、団員はいる」とのことでした。「違反して暴力団事務所が建設されたらどうなるのか」との問いに、「県条例違反で取り締まれる」ということです。「今の時期に条例制定する理由は」との問いに、「20年前に暴力団対策法が制定され、暴力的要求行為が禁止されたが、暴力団員を減らせなかった状況があり、今回条例を定め、町民、事業者、関係機関が一丸となって暴力団排除に取り組むため」とのことでした。

議案第8号、町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例については、質疑はありませんでした。

議案第16号、福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、数字の確認が主なものでありました。

議案第17号、平成24年度福崎町一般会計補正予算（第6号）について、お手元の資料にありますように、近畿福祉大学の資料が配付されました。その中で、課税、非課税の住宅や駐車場の区分が示されました。教職員の住宅と駐車場は課税するというものでありましたが、本来全部の学校関係は課税しないというのが原則だということでした。

以上、付託案件6件について、委員全員の賛成により、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

皆様のご賛同を得ますよう、よろしく願いいたします。

以上、総務文教常任委員会からの補足説明といたします。

議長 総務文教委員長からの補足説明が終わりました。委員長に対する質疑がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議長 ないようでございますので、総務文教常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次は、民生常任委員会からの報告でございます。

事務局に朗読させます。

（書記朗読）

議長 朗読が終わりましたので、さらに委員長から補足説明を求めます。

難波民生 民生常任委員会より、議案審査の報告をいたします。



常任委員長 本会議２日目に当委員会に議案審査を付託されたのは１５議案であります。

委員会を３月１８日、町長、副町長、関係各課長の出席のもと開催をいたしました。

結論は、１５議案とも全員賛成で可決決定をいたしました。

議案第９号、福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、大門住宅３戸、馬田住宅１戸を解体し、管理戸数を１６０戸から１５６戸にするものです。

議案第１０号、福崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定、議案第１１号、福崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についての２議案は、介護保険法が改正され、指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業員の人数の基準、指定地域密着型介護予防のサービスの事業の設備及び運営に関する基準を各市町村の条例で定めることとされ、このたび定められたものであります。

県条例に従う項目は２件、神崎郡３町で定める項目は２件です。対象となる施設は、ふるさとの家、福崎町第２デイサービスセンターすみよしの郷、グループホームサルビア、グループホームＣＨＩＡＫＩほおずき福崎、ひまわり荘福崎の家が該当をします。

「ユニット型が廃止になれば、取り扱いはどうなるか」との質疑がありました。「該当するサルビア荘は地域密着型となり、福崎町の人が入ることとなる。現在入居者が退去された後に、福崎町の住民が入る」と、答弁がございました。

議案第１２号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例については、内容は指定地域密着型介護老人福祉施設入所定員に係る基準及び指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者の申請書の法人格の有無に係る基準を定めるものであります。

議案第１３号、障害者自立支援法の題名改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正をされました。障害者自立支援法を引用する福崎町国民健康保険条例、福崎町消防団員等公務災害補償条例、福崎町非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正するものです。

議案第１４号、福崎町水道事業及び福崎町工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、機構改革により上下水道課の設置により、水道課を上下水道課に改めるものであります。

議案第１５号、福崎町上水道事業審議会条例の制定については、上下水道課の設置に伴い、町長の水道事業、下水道事業の健全な運営について諮問に応じ、調査する審議会条例を制定するものであります。

議案第１８号、平成２４年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）については、歳入歳出をそれぞれ１，２２６万２，０００円を減額し、１億８，８００万円とするものです。

議案第１９号、平成２４年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）については、歳入歳出に２００万円を減額し、２億１，８８０万円とするものです。

議案第２０号、平成２４年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）については、歳入歳出にそれぞれ２，５５７万６，０００円を減額し、１億３億８５０万円とするものです。

議案第23号、平成24年度福崎町水道事業会計補正予算（第3号）については、収益的収入及び支出の補正予定額は、収入で営業収益1,100万円を減額、営業外収益430万円を増額、3億4,442万4,000円とし、支出で営業費用1,170万円を減額、営業外費用200万円を増額、3億3,118万4,000円とするものです。

資本的収入及び支出を補正予定額は、収入で補助金1,048万円を増額、工事負担金5,570万円を減額、企業債2,490万円を増額し、1億2,743万1,000円とし、支出で建設改良費3,700万円を減額、2億6,044万9,000円とするものです。

議案第24号、平成24年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第2号）については、公益的収入及び支出の補正予定額は、収入で営業収益70万円を増額、2,325万7,000円とし、支出で営業費用250万円を増額、2,393万1,000円とするものです。

議案第25号、平成24年度福崎町水道事業会計資本剰余金の処分については、補助金及び負担金をもって取得した資産の撤去により発生した損失は、補助金及び負担金を源泉とする資本剰余金522万5,703円をもって埋めるものです。

議案第32号、平成25年度福崎町水道事業会計予算については、収益的収入及び支出は、収入3億3,644万4,000円、支出は3億2,818万9,000円です。資本的収入及び支出は、収入2億1,777万6,000円、支出は4億401万1,000円です。事業としては、福田水源地の高度浄水施設整備事業、山崎配水池整備事業、配水管移設事業です。企業債の限度額は6,030万円、一時借入金の限度額は1億円です。水道料金は10年前に比べ10%程度減額とのことであります。

議案第33号、平成25年度福崎町工業用水道事業会計予算については、工業用水を29事業へ給水する予算であります。収益的収入及び支出は2,247万円、支出は2,220万円です。一時借入金の限度額は100万円です。

議案第11号を除いては質疑がございませんでした。

付託案件終了後、議会開会中の事務調査を行いました。公害防止協定による協議案件3件についての調査であり、町長、副町長、民生参事、関係課長出席のもと協議を行いました。

株式会社デービー精工から作業効率や増産に対するため、グラインダーの移設及び液圧プレス設置工事の申請がありました。質疑はございませんでした。

グローリープロダクツ株式会社からは、経年劣化したダクト溶剤ブース下塗り廃棄ファン更新工事の申請がございました。この件につきまして、質疑はございませんでした。

株式会社マンダム福崎工場から生産ライン等の増設、移設工事、調合棟、調整棟増設工事、透水性アスファルト舗装の工事の申請がございました。生産ラインの整備や生産性の向上、環境施設の増加のためであり、質疑はありませんでした。

3件とも全員賛成で了承することといたしました。

以上で、民生常任委員会からの報告を終わります。

議員皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長 民生常任委員長からの補足説明が終わりました。委員長に対する質疑がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、民生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

ここで、しばらく休憩をいたします。再開は10時50分といたします。

◇

休憩 午前10時22分

再開 午前10時50分

◇

議 長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次は、産業建設常任委員会からの報告でございます。

事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長から補足説明を求めます。

石野産業建設 産業建設常任委員会から補足の報告を行います。

常任委員長 3月8日の本会議で付託のありました、議案第21号から議案第31号までの4件について、3月19日、第1委員会室で町長、副町長、技監、各関係担当課長、下水道課から萩原副課長、高原係長出席のもと、産業建設常任委員会を開き、慎重に審査を行いました。

まず、議案第21号、平成24年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)については、事業実施による精算見込みの補正で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ377万6,000円を増額し、補正後の歳入歳出の総額をそれぞれ2億6,000万円とするものであります。主な内容としては、排水施設運営費288万5,000円の増額、その主なものは電気代の増156万7,000円、修繕料として終末処理場6カ所の計画停電に対応するための制御盤の改修、発電機との接続ケーブルの設置等により、増額するものであります。

委員からの質疑があり、お手元に配付されている資料が制御盤の改修についての説明資料であります。なお、中継ポンプについては、当初から停電時対応は行われていたということでありました。

事業費287万9,000円の増額は、新規加入の公共ます新設工事において延長が長い箇所があったためのものであります。

議案第22号、平成24年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)については、事業実績に伴う精算見込みによるもので、歳入歳出それぞれ2億1,305万5,000円を減額して、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ11億3,880万円とするものであります。

主な内容は下水道事業費2億2,268万円の減額で、国庫補助事業費の割り当て額が要望より約1億5,000万円減額になったこと、委託料、本工事費の入札による落札減によるものであります。

第2表、繰越明許費については1億1,300万円で、内訳は南田原地区下水道舗装本復旧工事、約2,140万円、福崎工業団地地区下水道詳細設計業務、約2,480万円、未契約工事分で約6,680万円との説明でありました。

議案第30号、平成25年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,540万円とするもので、前年度比100万円の増となっているもので、経常的な経費に対応するものであります。

議案第31号、平成25年度福崎町公共下水道事業特別会計予算については、歳入歳出の総額をそれぞれ12億1,740万円とするものであります。

主な事業として、下水道事業費の実設計委託料として2,520万円、これ

に川すそ川雨水幹線用地測量業務委託料と、平成28年4月に公営企業へ移行するための法的化業務の費用も含んでいます。

また、工事費として八反田東地区下水道面整備工事（第2工区）、上中島地区下水道整備工事（第1工区）、上中島地区下水道面整備工事（第2工区）、西光寺地区下水道本舗装本復旧工事（その2）、川端雨水幹線工事（その1）等で4億9,680万円を計上しています。

議案第21号、議案第22号、議案第30号、議案第31号について、各議案とも全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上をもって、産業建設常任委員会からの付託案件についての審査報告の補足とします。

なお、本委員会は付託案件の審査の後、お手元に配付の委員会調査報告書のとおり工場立地に関する届け出等について調査を行いました。

株式会社デービー精工の平成25年2月27日付の工場立地変更届に基づく協議について、資料により説明を受けました。グラインダーを1階に移し、増産対応として液圧プレス設備を新規導入しようとするもので、委員全員の賛成で了承することとしました。

グローリープロダクツ株式会社の平成25年2月28日付の工場立地変更届に基づく協議について、資料により説明を受けました。溶剤ブースの下塗り廃棄ファン2台と吐き出しダクトの腐食が激しいため、更新工事を行うとのことで、委員全員の賛成で了承することとしました。

株式会社マンダム福崎工場の平成25年3月7日付の工場立地変更届に基づく協議について、資料により説明を受けました。

1、生産ラインを集約し、生産性を向上させるため、生産ライン等の増設、移設工事を行う。

2、移設したラインに化粧品原液を供給するため、調合棟、調整棟の増築工事を行う。

3、環境施設の増加を計画的に推進するため、透水性アスファルト舗装工事を行うとのことで、委員会として全員の賛成で了承することとしました。

大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定による委員意見について4ページの資料で説明を受けました。

歩行者を含む交通安全対策や、夜間の騒音対策等を求める内容であります。

以上をもって、産業建設常任委員会からの報告といたします。

議長 産業建設常任委員長からの補足説明が終わりました。委員長に対するご質疑がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議長 ないようでございますので、これで産業建設常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

以上をもって、委員長報告並びに委員報告に対する質疑を終結いたします。

### 日程第3 討論・採決

議長 次の日程は、討論・採決であります。

議案番号順に1件ずつ進めてまいります。

それでは、報告第11号、専決処分の承認を求めることについて、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第5号、福崎町課設置条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第5号、福崎町課設置条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第5号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第6号、福崎町手数料条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第6号、福崎町手数料条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第6号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第7号、福崎町暴力団排除条例の制定について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第7号、福崎町暴力団排除条例の制定について、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第7号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第8号、町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第8号、町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第8号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第9号、福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第9号、福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第10号、福崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第10号、福崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第11号、福崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第11号、福崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決することです。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第11号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第12号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第12号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第12号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第13号、障害者自立支援法の題名改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第13号、障害者自立支援法の題名改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第13号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第14号、福崎町水道事業及び福崎町工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第14号、福崎町水道事業及び福崎町工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第14号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第15号、福崎町上水道事業審議会条例の制定について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第15号、福崎町上水道事業審議会条例の制定について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第15号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第16号、福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第16号、福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第16号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第17号、平成24年度福崎町一般会計補正予算(第6号)について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第17号、平成24年度福崎町一般会計補正予算(第6号)について、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第17号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第18号、平成24年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第18号、平成24年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第18号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第19号、平成24年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第19号、平成24年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第19号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第20号、平成24年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第20号、平成24年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。



す。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第20号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第21号、平成24年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第21号、平成24年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第21号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第22号、平成24年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第22号、平成24年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第22号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第23号、平成24年度福崎町水道事業会計補正予算(第3号)について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第22号、平成24年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第22号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第23号、平成24年度福崎町水道事業会計補正予算(第3号)について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第23号、平成24年度福崎町水道事業会計補正予算（第3号）について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第23号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第24号、平成24年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第2号）について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第24号、平成24年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第2号）について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第24号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第25号、平成24年度福崎町水道事業会計資本剰余金の処分について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第25号、平成24年度福崎町水道事業会計資本剰余金の処分について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第25号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第26号、平成25年度福崎町一般会計予算について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第26号、平成25年度福崎町一般会計予算について、本案に対する予算審査特別委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第26号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第27号、平成25年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第27号、平成25年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について、本案に対する予算審査特別委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第27号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第28号、平成25年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第28号、平成25年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について、本案に対する予算審査特別委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第28号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第29号、平成25年度福崎町介護保険事業特別会計予算について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第29号、平成25年度福崎町介護保険事業特別会計予算について、本案に対する予算審査特別委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第29号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第30号、平成25年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第30号、平成25年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第30号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第31号、平成25年度福崎町公共下水道事業特別会計予算について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第31号、平成25年度福崎町公共下水道事業特別会計予算について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第31号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第32号、平成25年度福崎町水道事業会計予算について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第32号、平成25年度福崎町水道事業会計予算について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第32号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第33号、平成25年度福崎町工業用水道事業会計予算について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第33号、平成25年度福崎町工業用水道事業会計予算について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第33号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。

#### 日程第4 追加議案の上程、討論・採決

議 長 この際お諮りいたします。議事日程の追加でございます。  
報告第5号、議案第35号、議案第36号、発議第2号及び発議第3号の5件を本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、報告第5号、議案第35号、議案第36号、発議第2号及び発議第3号の5件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

資料配付のため、暫時休憩いたします。

◇

休憩 午前11時23分

再開 午前11時25分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
資料の配付漏れはございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、上程議案に対する町長の提案理由の説明を求めてまいります。

町 長 先刻は冒頭に提案をいたしまして議案につきまして、全て原案どおり可決をしていただきまして、ありがとうございました。

ただいま議長のお許しを得て、追加議案の説明をさせていただきたいと思いません。

報告第5号は、物損事故に係る議会の委任による専決処分についての報告でございます。

議案第35号は、平成24年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算であります。この補正は、国の平成24年度大型補正予算に伴う補正で、国の経済対策の機動的な財政政策により、農業集落排水事業において各処理施設の機能強化事業を要望していましたが、国の平成24年度補正予算が2月26日成立したことを受けた補正予算であります。

また、議案第36号は下水道マンホールの施工不良箇所において調査費及び手直し工事に要した費用の支払いを求める訴えを提起するため、議会の議決を求めるものでございます。

詳しい内容の説明は担当課長が行いますので、ご審議いただき、ご賛同賜りますよう、お願いを申し上げます。

議 長 ただいま、町長から上程議案に対する大要の説明が終わりました。

それでは、報告第5号、議会の委任による専決処分の報告について、本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

住民生活課長 報告第5号について、ご説明申し上げます。

報告第5号、議会の委任による専決処分の報告については、高橋分団の普通積載車による物損事故における損害賠償の額を定め、和解することについて専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものです。

事故の発生日は平成24年12月30日（日）午後10時ごろ、事故発生場所は福崎町高橋352番地先里道、相手方は福崎町〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、事故概要ですが、高橋分団は年末特別警戒を高橋公民館で実施しており、当日も午後8時から夜警を行っておりました。午後10時に自治会内の巡回を行うため事故を起こした高橋分団員が普通積載車を出発しやすいように方向転換させていたところ、積載車右側後部を西治分団員所有の軽四自動車左側ドアに接触し損傷させたものでございます。

損害賠償額は相手の自動車修理代39万6,700円で、全額保険金にて対応しております。なお、当事者の普通積載車の損害額は発生しておりません。

報告第5号資料に、事故発生概略等を添付しておりますので、ご参照ください。よろしく願いいたします。

議 長 次、議案第35号、平成24年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第36号、下水道マンホール調整コンクリート工、等手直し工事に係る費用請求事件に関する訴えの提起について、両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

下水道課長 議案第35号、議案第36号について、ご説明申し上げます。

初めに、議案第35号、平成24年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明させていただきます。

この補正は、国の平成24年補正予算に伴う補正で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億600万円を増額して、補正後の歳入歳出予算の総額を4億6,600万円とするものです。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

第2条、3ページの第2表、繰越明許費につきましては、事業費2億600万円全額を未契約繰り越しいたします。

第3条、4ページの第3表、地方債補正は限度額を9,270万円増額するもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

下水道課長 以上で、議案第35号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第36号、下水道マンホール調整コンクリート工、等手直し工事に係る費用請求事件に関する訴えの提起について、ご説明させていただきます。

請求の相手方は神崎郡福崎町福崎新395番地10号、株式会社大勝、代表取締役〇〇〇〇、請求額は917万1,750円、要旨・理由につきましては、この訴えは、下水道マンホール調整コンクリート等に係る施工不良箇所において調査に要した費用及び手直し工事に要した費用の支払いを求めるものでございます。

また、平成25年1月11日付で通知した下水道マンホール調整コンクリート工、等手直し工事が、平成25年2月27日付で完了したので、平成25年3月8日付で手直し工事に要した調査費及び工事費を請求しましたが、納入期限の平成25年3月21日午後5時までに支払いがなかったため、支払いを求める訴えを提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の既定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第36号資料に請求額の詳細等をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第36号の説明とさせていただきます。

議案第35号、第36号ともにご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長 次、発議第2号、福崎町議会委員会条例の一部を改正する条例について、本案に対する詳細なる説明を、議会運営委員長から求めます。

小林議会運営委員長 発議第2号、福崎町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案の説明をさせていただきます。

提案の理由は、大きく分けて3点でございます。

1点目は、昨年12月18日に議決されました、福崎町議会の議員の定数を定める条例の一部改正により、来る4月21日に執行される一般選挙から、議員定数が14人になることを受け、議員定数の2人減に見合った常任委員会の再編、統合に伴い、常任委員会の構成及び委員会定数を変更するための所要の改正をしようとするものでございます。

現在は、総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会の三つの常任委員会を設置しておりますが、民生常任委員会と産業建設常任委員会を一つの委員会とし、名称を民生まちづくり常任委員会といたします。また、総務文教常任委員会、民生まちづくり常任委員会とも、委員定数を7名といたします。

なお、これまで主として民生常任委員会と産業建設常任委員会が所管していた事項は、民生まちづくり常任委員会が所管することといたします。

2点目につきましては、福崎町課設置条例が改正されたことに伴い、各常任委員会の所管事項を変更いたします。

3点目につきましては、現在、議会基本条例の制定に向けて全議員で取り組んでいるところでございますが、その中で、情報の公開や広報、公聴活動の充実を

目指しており、議会に関する広報活動の重要性を鑑み、議会情報の公開をさらに進める必要があるため、これまでの議会広報編集委員会を常任委員会とし、名称を議会広報常任委員会とするものでございます。議会からの情報発信は、議会の活動の中で極めて重要なことでもありますので、議会に対する関心をより一層住民の皆様にも深めていただくといった面においても、広報活動を活性化させる必要があります。

これらのことは議会改革の一環でもあり、次期改選後からは2人の減となりますが、各常任委員会は一定の委員数を確保して討議を活発にし、委員会機能を低下させることなく、むしろ充実強化を図ろうとするものであります。

なお、この条例は現在の議員の任期が満了する平成25年4月30日の翌日である平成25年5月1日から施行いたしますが、4月中に地域振興課、農林振興課及び上下水道課が所管する事務について、委員会を開く必要が生じた場合は、3月31日以前にその事務を所管していた委員会において処理するものいたします。

よろしくご審議をいただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議 長 次、発議第3号、福崎町議会広報の発行に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する詳細なる説明を提出議員から求めます。

牛尾雅一議員 発議第3号、福崎町議会広報の発行に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明をさせていただきます。

今回の改正は、福崎町議会委員会条例の一部改正に伴い、これまでの議会広報編集委員会に関する規定が、委員会条例に規定されることになったため、所要の改正をするものであります。

内容といたしましては、第5条から第8条を削除し、第9条を第5条とし、編集委員会を委員会に改めます。

なお、この条例は平成25年5月1日から施行いたします。

よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

議 長 以上で、本日追加議案として上程されました案件の説明が終わりました。

それでは、これから質疑を受けてまいります。

報告第5号、議会の委任による専決処分の報告について、ご質疑がございましたらどうぞ。

ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第35号、平成24年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。

4 番 各施設の点検と整備ということでございますので、基本的に賛成したいと思っておりますが、その実施が速やかに行われていくように求めておきたいというふうに思います。

あわせてこの起債の財源の裏づけについて、交付税算入があるかないとか、そういう説明をお願いしたいというふうに思います。

企画財政課長 農業集落排水の起債に対しまして、交付税算入は45%でございます。

議 長 他にございませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次、議案第36号、下水道マンホール調整コンクリート工、等手直し工事に係る費用請求事件に関する訴えの提起について、ご質疑がございましたらどうぞ。  
ございませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次、発議第2号、福崎町議会委員会条例の一部を改正する条例について、ご質疑がございましたらどうぞ。  
ございませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次、発議第3号、福崎町議会広報の発行に関する条例の一部を改正する条例について、ご質疑がございましたらどうぞ。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。  
以上で、追加議案に対する質疑を終結いたします。  
ここで、お諮りいたします。  
ただいま上程中の追加議案につきましては、会議規則第39条第3項の規定に従いまして、委員会付託を省略し、ただいまから即決したいと思います。ご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。  
よって、本会議において即決することに決定いたしました。  
これから、討論・採決に入ります。  
議案第35号、平成24年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について、討論がございましたらどうぞ。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第35号、平成24年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。  
よって、議案第35号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第36号、下水道マンホール調整コンクリート工、等手直し工事に係る費用請求事件に関する訴えの提起について、討論がございましたらどうぞ。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第36号、下水道マンホール調整コンクリート工、等手直し工事に係る費用請求事件に関する訴えの提起について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。  
よって、議案第36号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、発議第2号、福崎町議会委員会条例の一部を改正する条例について、討論



がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
発議第2号、福崎町議会委員会条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、発議第2号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、発議第3号、福崎町議会広報の発行に関する条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
発議第3号、福崎町議会広報の発行に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、発議第3号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
以上で、追加上程されました議案に対する審議が終了いたしました。

#### 日程第5 閉会中の所管事務調査申出

議 長 次の日程は、閉会中の所管事務調査の申し出であります。  
お手元に配付いたしておりますように、各常任委員長及び議会運営委員長からそれぞれ所管事務調査の申し出が議長宛てに提出されております。それぞれ申し出のとおり許可することに決定して、ご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、閉会中の所管事務調査の申し出については、それぞれ申し出のとおり許可することに決定いたしました。  
なお、経過措置として、平成25年4月中の所管事務調査については、3月31日までのその事務を所管していた委員会において行うものいたします。

議 長 以上で、本定例会3日目の日程は全て終了いたしました。  
あすは一般質問第1番目の通告者、志水正幸君からお願いしたいと思いますので、よろしく願います。  
本日はこれにて散会することにいたします。大変お疲れさまでございました。

散会 午前11時48分